

枚方市 ネーミングライツ実施要領

※土地や建物の有効活用については、
「枚方市市有資産民間提案制度実施要領」をご確認ください。

令和2年（2020年）8月

枚方市 総務部 総務管理室

1. ネーミングライツ導入の目的

枚方市市有資産民間提案制度の一環として、市の施設のネーミングライツを企業等に付与することを通じて、企業等の協力により施設の安定的な維持管理や魅力の向上を図るとともに、企業等の広報活動や社会貢献活動に資することを目的とします。

2. ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、市の施設に企業名や商品名等を含む愛称を付ける権利（命名権）のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）から対価（ネーミングライツ料）をもらい、施設の維持管理等に役立てます。

全国的には、野球場等のスポーツ施設、コンサートホール、歩道橋、公園、公衆便所等に導入されています。たとえば、京セラドーム大阪（大阪ドーム）、ヤンマースタジアム長居（長居陸上競技場）、ロームシアター京都（京都会館）等です。また、ホールのネーミングライツとして、兵庫県立芸術文化センターの大、中、小それぞれのホールが、「KOBELCO 大ホール」、「阪急 中ホール」、「神戸女学院 小ホール」となった事例があります。

市は、ネーミングライツの導入後、ホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますが、条例等で定められている正式名称については変更しません。

また、施設の所有権、運営等には影響を与えないものとし、ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。

3. ネーミングライツパートナーにとっての効果

(1) PR効果

企業名・商品名等を含む愛称を施設の看板やイベントのポスター等に利用できるほか、市もホームページや印刷物等において愛称を積極的に使用しますので、企業名・商品名等のPR効果が期待できます。

(2) 社会貢献活動

ネーミングライツ料は、施設の維持管理等に役立てられるので、施設の魅力向上や市民サービスの向上に貢献することができます。また、ネーミングライツパートナーとして対象施設で市民向けのイベントを開催する等、地域の活性化に貢献することもできます。

(3) イメージアップ

ネーミングライツパートナーのホームページ等にネーミングライツパートナーとして市民サービスの向上等に貢献していることをPRすることができるので、イメージアップにつながります。

(4) パートナーメリット

当該施設の使用等、希望する特典（パートナーメリット）を提案することができます。なお、内容については、協議のうえ決定します。

4. 契約期間

(1) 愛称の変更による利用者の混乱を避けるため、原則として3年以上の期間を設定します。ただし、指定管理者制度を導入している施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

(2) 本市が契約期間終了後も引き続き当該施設にネーミングライツを導入する場合には、原則として、現ネーミングライツパートナーを優先交渉権者として契約更新の交渉を行い、愛称変更による利用者の混乱を防止します。ただし、契約の更新は、1回を限度とします。

5. 愛称

(1) 愛称の付け方

愛称として使用できる字句や市が使用を求める字句等、愛称の付け方については、施設の性質等に応じて、公募の際に募集要項で定めます。

(2) 愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(3) 愛称表示

愛称表示の設置場所・大きさ・色彩等については、施設の性質等に応じて、公募の際に募集要項で定めます。

(4) 愛称の周知

決定した愛称については、速やかに市民等に周知・PRを図るものとしませんが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。

(5) 愛称の使用

愛称の使用に当たっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用することとします。

6. 費用負担

(1) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、施設によって異なりますので、公募の際の募集要項をご確認ください。

なお、ネーミングライツ料は、当該施設の維持管理等に役立っています。

(2) ネーミングライツ料以外の費用

ネーミングライツに基づき発生する費用負担は、原則として次のとおりですが、施設の性質等に応じて、異なる定めをすることがありますので、公募の際の募集要項をご確認ください。

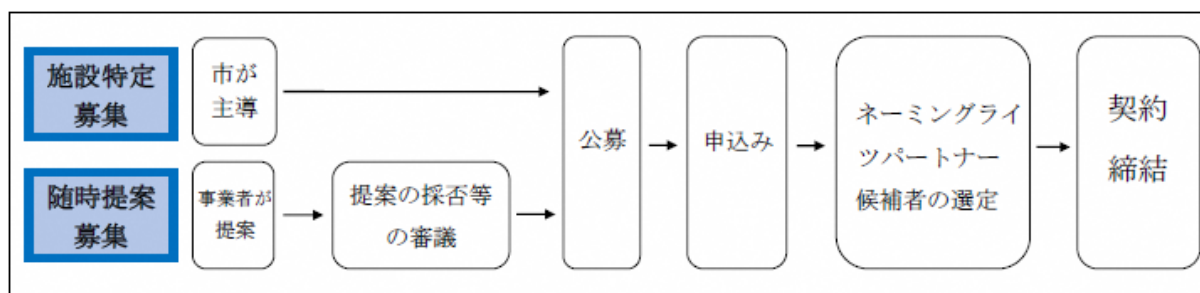
なお、これらの費用は、ネーミングライツ料とは別負担です。

区 分	ネーミングライツパートナー	市
敷地内外の看板等の表示変更や新設	○ (※敷地外の看板等の変更は可能なもののみ)	
ネーミングライツパートナーが 変更・新設した看板等の維持管理	○	
契約終了時の原状回復	○	
契約締結後に作成する印刷物や ホームページ等の表示変更		○ (※市が作成するもののみ)

7. 募集方法等

募集方法には、施設特定募集と随時提案募集があります。それぞれの内容とおおまかな流れは、次のとおりです。

募集方法	対象資産	備 考
施設特定募集	本市が特定する資産	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等の提案を待たずに、本市の主導で募集を行う方法です。 ・別に募集要項を作成しますので、詳細は募集要項をご確認ください。 ・募集状況は、市ホームページ又は総務管理室までお問い合わせください。
随時提案募集	本市が保有する資産全般	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が保有する資産全般についての提案を随時受け付ける方法です。 ・ネーミングライツの対象にすべきでない資産もあります（庁舎・学校園等）。対象にできるか否かは、提案内容をヒアリングして確認します。



8. 施設特定募集の手続きの流れ

(1) 公募

施設特定募集の場合、事業者等の提案を待たずに、特定の施設についてのネーミングライツの公募を行います。

別に募集要項を作成しますので、愛称の付け方やネーミングライツ料等については、募集要項をご確認ください。

なお、公募期間中に応募がなかった場合には、当該年度中に限り、当該施設について先着順で申込みを受け付けます。この場合の契約期間は、契約締結時期によっては、当初公募した際の契約期間より短くなる場合があります。この場合には、契約初年度のネーミングライツ料は、ネーミングライツを開始する月から月割りで計算します。

(2) ネーミングライツパートナー候補者選定後の流れ

ア) 契約に向けた最終協議・調整

- ・施設等への愛称表示のデザイン、設置の時期・場所・方法等について、詳細な協議を行います。
- ・愛称表示のデザイン等については、施設の所管部署・関係部署等との協議が必要です。また、枚方市景観条例に基づく市長の助言等を順守してください。

イ) 契約締結

- ・ネーミングライツパートナー候補者との協議が整い次第、契約を締結します。

- ・ネーミングライツパートナー候補者との協議中に協議が整う可能性がないと本市が判断した場合には、当該候補者との協議を打ち切り、次点者を新たなネーミングライツパートナー候補者として契約締結に向けた協議を行うことがあります。

(3) 愛称等の公表

施設の愛称、ネーミングライツパートナー名、ネーミングライツ料等について、市ホームページ等により公表します。

9. 随時提案募集の手続きの流れ

(1) 提案書等の提出

市がネーミングライツの公募を行っている施設以外の施設についてネーミングライツをしたい場合には、次の書類をメール、FAX、郵送又は持参により総務管理室に提出してください（各1部）。

- ①提案書（様式1）
- ②提案者の資格誓約書（様式2）（※提案の段階では、資格を証する書類の提出は不要です。）

(2) 提案内容についてのヒアリング

提案内容の詳細を確認するため、ヒアリングを行います。提案書の確認後、日程調整等について連絡します。

(3) 提案についての審議

提案のあった施設にネーミングライツを導入するかどうか等について、本市職員で構成される委員会において審議します。

審議する事項は、次のとおりです。

- ・提案の採否
- ・公募の際の募集要項案 等

※提案の採否については、主に次の観点から、提案内容を総合的に検討します。

	検討項目	主なポイント
①	対象資産	・ネーミングライツの導入が妥当な施設か
②	ネーミングライツ料	・どの程度歳入の増加が見込めるか
③	契約期間	・安定したネーミングライツの運用が可能な期間か ・本市のニーズに応じた期間か
④	その他	

(4) 公募

提案のあった施設にネーミングライツを導入することが決まった場合には、公募を行います。

公募から先の手続きは、施設特定募集と同じです。

10. 提案者の資格（随時提案募集の場合）

提案者は、提案内容を自ら主体となって実施できる個人、法人及びその他団体（共同提案も可能）とします。ただし、提案の時点で次のいずれかに該当する者又は業種は、提案者になることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- (2) 次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア) 成年被後見人

- イ) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - (4) 提案に係る業務に関し、法令上、免許、許可又は登録を要する場合に、当該免許、許可又は登録を受けていない者
 - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
 - (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしている者
 - (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合を除く。）
 - (8) 国又は地方公共団体から、入札参加停止措置、指名競争入札の指名停止措置・指名取消措置又は公共工事等から暴力団を排除するための措置を講じられている者
 - (9) 法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。）又は本市の市税を滞納している者
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又はそれらに類似する業種
 - (11) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業
 - (12) たばこに関する業種
 - (13) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
 - (14) 法律の定めのない医業類似行為に関する業種
 - (15) 興信所・探偵事務所等の業種
 - (16) その他、ネーミングライツパートナーとして適当でないと市長が認める者又は業種
- ※その他関係法令等に従う必要があります。

※共同提案の場合は、すべての構成員が提案者の資格を満たすことが必要です。また、原則として提案時と提案実施時は同じ構成員であること及び主たる役割を担う代表者を選定することが必要です。

11. 注意事項

- (1) 各提出書類において虚偽の内容の記載があった場合には失格となります。
- (2) 提案に係る一切の費用は、提案者の負担となります。
- (3) 提出書類は、原則として返却しません。
- (4) 指定管理者制度を導入している施設にネーミングライツを導入する場合は、指定管理者の施設管理・施設運営の不利益とならないように、別途協議が必要になることがあります。

12. メールによる情報配信

枚方市市有資産民間提案制度・ネーミングライツに関する新着情報がある場合、メールによる情報配信（不定期）をすることがあります。情報配信を希望する場合は、次の事項を記載したメールを総務管理室（kanzai@city.hirakata.osaka.jp）に送ってください。

※メールアドレスは機構改革等により一部変更する場合があります。

- (1) 名前（事業者等の場合は、事業者等の名称・担当部署名・担当者名）
- (2) メールアドレス
- (3) 電話番号

13. 問い合わせ先・書類の提出先

枚方市 総務部 総務管理室（市役所本館3階）

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1347（直通）

FAX 072-841-3039

E-mail kanzai@city.hirakata.osaka.jp

参考 枚方市のネーミングライツの実績

令和2年（2020年）3月末時点での実績は、次のとおりです。

対象施設	愛称	ネーミングライツ パートナー	契約期間	ネーミングライツ 料等
岡東中央公園	ニッペパーク 岡東中央	日本ペイント・オー トモーティブコー ティンクス株式会社	5年 (2019年4月1日 ～2024年3月31日)	総額1,000万円 (200万円/年) ※ネーミングライ ツ料とは別に、総 額500万円相当の 公園設備の充実等
市駅歩道橋 (ニッペパーク側)	市駅歩道橋 パシオン情熱 BRIDGE	株式会社パシオン	3年 (2020年4月1日 ～2023年3月31日)	総額2,003,670円 (667,890円/年)
楠葉中央線 横断歩道橋	美杉会グループ 楠葉中央線横断 歩道橋	社会医療法人美杉会	5年 (2020年4月1日 ～2025年3月31日)	総額155万円 (31万円/年)
枚方市駅南口 駅前広場花壇	枚方市駅前 パシオン情熱 GARDEN	株式会社パシオン	3年 (2020年4月1日 ～2023年3月31日)	総額90万円 (30万円/年)
牧野駅 駅前広場花壇	美杉会グループ 牧野駅前広場花 壇	社会医療法人美杉会	5年 (2020年4月1日 ～2025年3月31日)	総額155万円 (31万円/年)
中央図書館（エン トランスホール）	美杉会グループ エントランス ホール	社会医療法人美杉会	5年 (2020年4月1日 ～2025年3月31日)	総額30万円 (6万円/年)
地域活性化支援セ ンター（大研修室）	たまゆら イベントホール	株式会社たまゆら	3年 (2020年4月1日 ～2023年3月31日)	総額90万円 (30万円/年)